

国立大学法人群馬大学経営戦略本部経営 I R 室内規

令和 4. 3. 1 制 定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人群馬大学経営戦略本部規程第 3 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営戦略本部経営 I R 室(以下「経営 I R 室」という。)に関し、必要なことを定める。

(業 務)

第 2 条 経営 I R 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学経営，教育研究及び社会貢献に係る情報の収集，分析に関すること。
- (2) 学長が命じる重要事項に係る情報の収集，分析に関すること。
- (3) その他経営戦略本部の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 3 条 経営 I R 室は、次のとおり組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 経営 I R 室員
- (4) その他学長が必要と認める者

(室 長)

第 4 条 経営 I R 室に、室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、経営 I R 室の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 条 経営 I R 室に、副室長を置き、学長が指名する教職員をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

(事 務)

第 6 条 経営 I R 室の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画評価課において処理する。

(内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、経営 I R 室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。